

事務連絡
平成13年9月28日

各都道府県婦人保護主管課長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
虐待防止対策室長

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の
保護命令手続における婦人相談所「職員」の範囲について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「法」という。）が一部を除いて平成13年10月13日に施行されることに先立ち、先般の全国婦人保護主管課長・全国婦人相談所長合同会議の際等に各都道府県から寄せられていた「保護命令手続における婦人相談所の職員の範囲」に関する質問に対し、関係府省とも協議の上、取り急ぎ下記のとおり考え方をまとめましたので、参考にしてください。

なお、平成13年10月13日の法の施行に当たりましては、昨日付けで、厚生労働省医政局長及び雇用均等・児童家庭局長の連名による通知（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に当たっての婦人相談所等の対応について）を発出いたしましたので、念のため申し添えます。

記

- 1 法第12条第1項第3号等において規定される「配偶者暴力相談支援センターの職員」は、法附則第2条により、平成14年3月31日までの婦人相談所に対する被害者からの相談、援助又は保護の要求（以下まとめて「相談等」という。）については、「婦人相談所の職員」と読み替えて適用される。ここにいう「婦人相談所の職員」とは、「婦人相談所の業務の一環として、被害者からの相談等を受けることを職務とする者」をいうものと解され、常勤・非常勤の別、勤務地が婦人相談所かそれ以外の場所かは問わないと解される。
- 2 したがって、例えば、都道府県が設置する福祉事務所に勤務している非常勤の婦人相談員が被害者からの相談等を受けた場合については、当該婦人相談員が、相談等の時点で既に婦人相談所職員との兼務辞令を受けていることなどから、婦人相談所の業務の一環として相談等を受けることを職務とする者と認められる場合には、「婦人相談所の職員」に該当すると運用して差し支えないと解される。

- 3 なお、平成14年4月1日より施行となる配偶者暴力相談支援センターの職員の範囲については、関係府省間において、鋭意協議中である。